徳島県　地域防災計画（原子力災害対策）の概要

資料　4

1　策定の考え方

策定の趣旨

○　東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故は，大量の放射性物質を放出し，数百km離れた農林水産物等から基準値を超える放射性物質が検出されるなど，今までの想定を超える事態となった。

○　また，国においては，福島第一原発の事故を踏まえ，「原子力災害対策特別措置法」の改正や「防災基本計画原子力災害対策編」の修正，さらには，「原子力災害対策指針」が策定されたところ。

○　本県は，福島第一原発の事故発生に伴い，これまでに空間放射線量率のモニタリング強化や県産の農林水産物等の放射性物質検査などの対応を実施してきたところであるが，これらの災害対応や改正された国の指針等を踏まえ，原子力災害が発生した場合に備え，県等が実施すべき「事前対策」，「応急対策」及び「中長期対策」について必要な事項を定めることにより，県民の生命，身体及び財産を保護することを目的とする。

基本的な視点

①　情報収集・連絡体制の整備
②　県外からの避難者の受け入れ体制の整備
③　住民等への的確な情報伝達体制の整備

広域避難イメージ

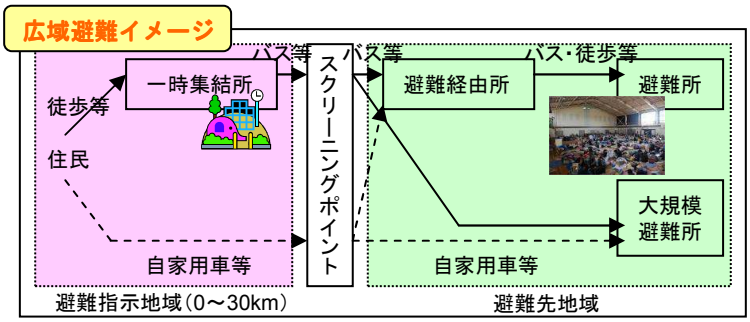

2　主な内容

第１章　総則（計画の目的，対象とする原子力災害）

○　本計画で対象とする原子力災害

・　大規模な放射性物質の放出により広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故にかんがみ，特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず，全国の原子力発電所における事故を想定する。

第２章　原子力災害事前対策（予防体制の整備，事前対策）

○　情報の収集・連絡体制の整備

・　原子力災害に対し万全を期すため，平時から国，市町村，原子力事業者，関西広域連合等との間における情報収集・連絡体制を整備する。その際，夜間・休日等の勤務時間外の対応なども考慮した情報収集・連絡体制を整備する。

○　マニュアルの整備

・　原子力災害発生時に，県が実施すべき対策及び実施主体等に係るマニュアルを事前に整備する。

○　モニタリング体制の整備

・　原子力災害発生時に，放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響評価に資する観点から，平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施する。

○　県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

・　原子力災害発生時に，県境を越えて避難する者が発生した都道府県からの避難者の受け入れ要請に備え，市町村と連携し，あらかじめ避難所の確保等に努める。

○　住民等への的確な情報伝達体制の整備

・　市町村と連携し，原子力災害の発生経過に応じた住民に提供すべき情報や手段などの情報伝達体制についてあらかじめ検討し，整備する。その際，災害時要援護者等にも配慮するとともに，情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮し，検討する。

○　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

・　原子力事業者と連携し，県民等に対し，原子力防災に関する知識の普及と啓発を行う。

第３章　緊急事態応急対策（災害発生時の応急対策）

○　緊急事態応急体制の確立

・　原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合や特定事象・警戒事象発生の通報を受けた場合，また，報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は，災害対策連絡本部会議等を招集・開催し，初動体制を確保する。

○　緊急時モニタリングの実施

・　特定事象又は警戒事象発生が発生した場合は，平常時のモニタリングを強化し，その結果をホームページ等を活用し速やかに公表する。

○　飲食物の出荷制限，摂取制限等

・　飲食物に係るスクリーニング検査を実施し，その結果をホームページ等を活用し速やかに公表するとともに，必要に応じて検査対象品目を追加するなど，検査体制の強化を図る。

○　緊急時の保健医療体制の確立

・　被ばくに関する相談窓口を設置するとともに，除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制を確立する。

○　相談窓口の設置

○　県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

・　県外からの避難者の受け入れを実施するため，市町村と連携し，受入先の調整，避難所の開設・運営，窓口の設置等，受け入れ体制の整備を図る。

・　避難者の多様なニーズを把握し必要な支援につなげるとともに，避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ，避難者に対し情報提供する。

第４章　原子力災害中長期対策（災害事後対策）

○　環境放射線モニタリングの継続

・　原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなった後も継続的に環境放射線モニタリングを行い，結果を速やかに公表する。

○　各種制限措置の解除

・　緊急時モニタリング等の結果や国の指示・助言に基づき，飲食物の出荷制限，摂取制限等の制限措置を解除する。

○　風評被害等の影響の軽減

・　原子力災害による風評被害を未然に防止し，また，その影響を軽減するため，県産品等の放射性物質検査を継続し，迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに，積極的な広報活動を展開する。

○　避難者の生活支援の継続と長期化への対応

・　避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等，避難の生活支援について，必要な支援を行う。

用語の定義

○特定事象･･･原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のことをいう。

・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により５μSv/h以上の場合
・排気筒等通常放出場所で、拡散等を考慮した５μSv/h相当の放射性物質を検出した場合
・管理区域以外の場所で、50μSv/hの放射線量か５μSv/h相当の放射性物質を検出した場合
・輸送容器から１m離れた地点で100μSv/hを検出した場合
・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態
・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失　など

○警戒事象･･･特定事象には至ってはいないが，その可能性のある事故・故障若しくはそれに準ずる事故・故障であって原子力規制庁が警戒事象と判断する事象

○緊急事態･･･
・原子力事業所の境界付近で500　μSv/h以上の空間放射線量率が検出された場合
・臨界事故が発生した場合
・原子炉運転中に原子炉冷却材が喪失し、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗した場合